

令和8年度蘭越町おためし農業体験事業実施要綱



1 目的

地域農業の担い手となる新規就農者を確保するため、町内での就農に関心を持つ方に対し、地域の農業者の指導の下での農業体験を通じて、町内での新規就農及び移住を促進するもの。

2 対象者

次のいずれにも該当する方。

- (1) 蘭越町内での就農に関心を持つ方。
- (2) 申込日時点で蘭越町外に居住する方。
- (3) 申込日時点の年齢が18歳以上の方。
- (4) 農業体験受入農業者の指示を守り、農業体験を受けることができる方。
- (5) 心身ともに健康で、農業体験を受けるにあたり支障のない方。
- (6) 別に定める事項（誓約書）に誓約される方。

3 実施期間

令和8年6月1日（月）～令和8年10月30日（金）

4 概要

- (1) 農業体験を受けることが可能な作物は、水稻又はトマトです。他に希望される作物がある場合、個別にご相談ください。

- (2) 1回あたりの農業体験の期間は1泊2日以上です。
- (3) 農業体験のほか農業関係者等との意見交換会（懇親会）にもご参加いただきます。
- (4) 農業体験のカリキュラムについて、希望する日程と受入農業者の都合等により個別に設定します。例示すると下記のとおりです。

日 程	時 間	内 容	備 考
1 日 目	09:00	集合（オリエンテーション）	蘭越町役場
	10:30	農業体験	受入農業者地先
	12:00	昼食	
	13:00	農業体験	受入農業者地先
	16:30	農業体験終了	
	17:00	宿泊先到着	
	18:00	意見交換会	蘭越町内飲食店等
	20:00	意見交換会終了	
2 日 目	09:00	農業体験	受入農業者地先
	12:00	昼食	
	13:00	町支援説明・意見交換	蘭越町役場
	15:00	解散	

※体験時期や天候等により、急遽内容の変更や一部中止をする場合があります。



5 参加費用

- (1) 農業体験費用（指導料）は無料です。
- (2) 現地までの交通費、宿泊費、飲食代（昼食、飲料、意見交換会負担金等）、被服費（作業着、長靴、作業用手袋等）、その他消耗品費（タオル、雨具等）及び農業体験が中止になった場合に生じるキャンセル料等は申込者の自己負担となります。

6 補助制度

本事業により農業体験を受けられた方を対象として、以下の補助制度があります。

【蘭越町農業体験支援事業】

(1) 補助対象経費

宿泊費（蘭越町内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。）及び居住地から蘭越町まで公共交通機関を利用した場合における交通費

(2) 補助率、補助上限

要した経費の1/2以内（1組あたり5,000円上限。ただし、配偶者を伴う場合には10,000円を上限とする。）

(3) 申請方法

農業体験終了後、所定の様式に補助対象経費の領収書（コピー可）を添えて、下記担当宛提出してください。

(4) 留意事項

- ① 申請は先着順となります。（予算の範囲内の助成となるため。）
- ② 申請は同一年度内に1回とします。
- ③ 様式原本の提出が必要になります。

7 持ち物

作業のできる服装、長靴、帽子、タオル、雨具、作業用手袋、飲料水、昼食、保険証及びその他必要なものをご持参ください。

8 申込方法

別紙「蘭越町おためし農業体験申込書」及び「誓約書」を農業体験希望日の概ね1箇月前までに、郵送又は電子メールにより下記担当宛提出してください。

9 その他

- (1) 観光目的でのご参加はご遠慮ください。
- (2) 農業体験日の天候、受入農業者及び申込者の健康状態、災害の発生等により止むを得ず体験を中止する場合があります。体験が中止になった際のキャンセル料等は申込者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 関係者の許可なく個人を特定できる情報発信をされないように留意願います。
- (4) 農業体験の期間中、万一、事件、事故、怪我などにより罹災した場合の補償は、申込者自身の保険で対応いただきます。
- (5) 申込みにあたってご不明点、ご要望などありましたら、下記担当宛お問い合わせください。

10 問い合わせ先

蘭越町農林水産課農政係担当

〒 048-1392

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

TEL : 0136-55-6517 (直通)

FAX : 0136-57-5112

E-mail : nousei@town.rankoshi.lg.jp

